

裁判所

Court of Justice



裁判所は、こんな

国民に利用しやすく分かりやすい裁判の実現・適正迅速な裁判の実現という使命を担っている裁判所は、21世紀に向けて、新しい時代に対応できるこんな「人」を求めています

裁判の仕組み、それを支えている裁判所の仕組みに通じ、様々な事件や課題に対して、何が問題点であるかを的確に把握し、その解決のためにはどのように対処すべきかを柔軟に考えることができる人

自分が何をすべきかを理解し、裁判所を訪れた人々や関係部署との相談・交渉・連絡・協議などを誠実に、かつ、公平に行うことができる人

いまの自分や様々な仕組みについて、何が優れているか、何が足りないかを探求し、どのように改善していくかを考え、こんこんと湧き出てくる意欲とほとぼしる熱意をもって、新しい発想で工夫をこらし、前向きに取り組むことのできる人



いつも明るく笑顔を絶やさない人

そして、あなたを…

人を求めています



最高裁判所(東京)

最上級、最終の裁判所で、高等裁判所の裁判に対する不服申立て(上告、特別抗告)を取り扱います。

法律や政令が合憲か違憲かについて最終的に判断を下すので「憲法の番人」と呼ばれています。

高等裁判所(東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松)

地方裁判所、家庭裁判所等の裁判に対する不服申立て(控訴、抗告)などを取り扱います。

地方裁判所(各都道府県の県庁所在地 (ただし、北海道は札幌、函館、旭川、釧路))

民事事件及び刑事事件のほとんどすべての訴訟事件の第一審の裁判を取り扱います。

家庭裁判所(各都道府県の県庁所在地 (ただし、北海道は札幌、函館、旭川、釧路))

家庭に関する事件(家事事件、少年事件)を総合的に取り扱います。

簡易裁判所

比較的小額の民事事件と比較的軽い罪の刑事事件の裁判を取り扱うほか民事の調停も取り扱います。



最高裁判所



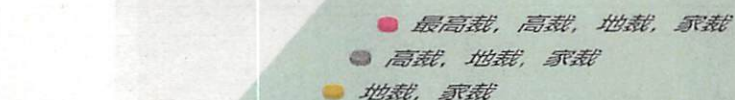
神戸地方裁判所



大阪高等裁判所

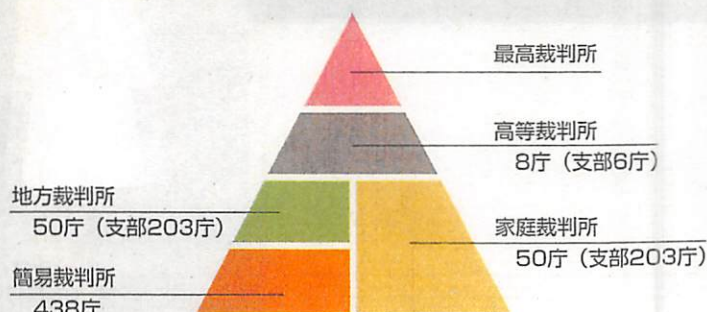


長崎家庭裁判所



組織・機構

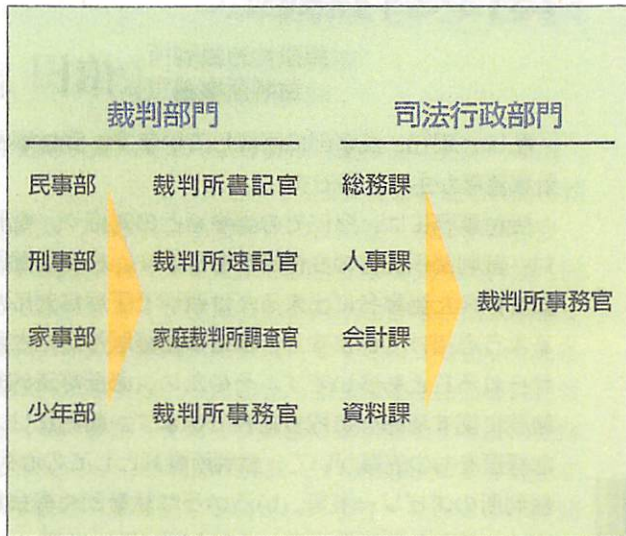
STRUCTURE · ORGANIZATION



裁判所の機構は、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。

裁判部門では各種の事件を裁判官が審理裁判しますが、その裁判を支える機関として裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官等が置かれています。

司法行政部門では、事務局（総務課、人事課、会計課、資料課等）が設置され、裁判事務の合理的、効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官等が行っています。



ラウンドテーブル法廷

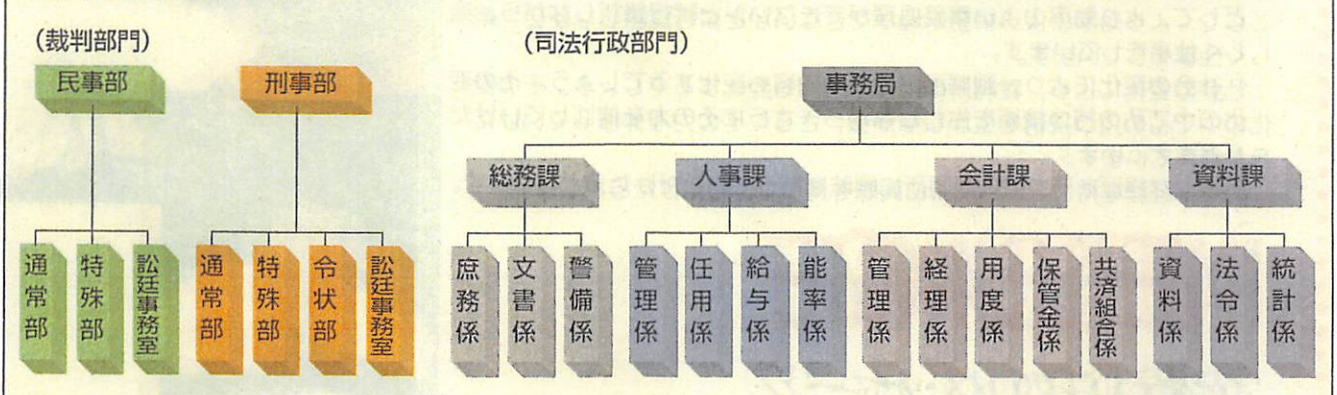


最高裁判所大法廷



民事裁判

地方裁判所の一例



裁判所事務官

各裁判所の事務局や裁判部に配置されます。事務局では総務課、人事課、会計課、資料課等の司法行政事務全般を処理し、裁判部では、裁判所書記官の下で各種裁判事務を担当します。

事務局と裁判部とは、互いに連携をとりながら活動しています。社会環境の変化、



毎日を有意義に

東京地方裁判所
裁判所事務官 依田 香

私は、現在、民事部に所属しています。受付事務や統計事務等が主な仕事です。

受付事務には、窓口での当事者との対応や、電話の対応、裁判関係文書の受付等があります。様々な問題や不安を抱えた当事者に出来るだけ親切で丁寧な対応ができるよう心掛けていますが、まだまだ経験不足だと反省させられることも多いです。そのため、必要な法的知識や執務に関する勉強に取り組んでいます。職場には、様々な経歴をもつ先輩がいて、裁判所職員としての心構えや、裁判所のエピソード等、いろいろな話を聞く機会があります。これも私の勉強の一つだと感じています。

裁判部での仕事は、一つ一つが裁判にかかわる仕事なので、常に注意を払って行わなければなりませんが、反面、責任のある仕事に携わることができるので、とてもやりがいがあります。そして、自分の努力次第で自分の可能性を広げていけます。様々な可能性をもった方々とお会いできるのを楽しみにしています。

様々な経験を生かせる

松山家庭裁判所
裁判所事務官 土居 良臣

私は、資料課で事件数の集計など統計事務を担当しています。以前は、裁判所職員は法学部出身の人ばかりであるという印象がありましたが、実際に裁判所で働き始めると、それ以外の人も数多くいることに驚きました。私自身、理学部出身であり、裁判所職員採用試験を受けるまでは法律について勉強をしたことはありませんでしたが、むしろ異なった分野だからこそ自分のもつ情報処理の技術を役立たせることができるのではないかと思います。裁判所職員を志望しました。

現在は、統計事務処理のミスを防ぐために審査用ソフトを作成するなどして、より効率のよい事務処理ができないかと試行錯誤しながら、楽しく仕事をしています。

社会の変化により、裁判所の仕事の内容も変化するでしょう。その変化の中で私の持つ技術を生かしながら、さらにその力を伸ばしていけたらと考えています。

様々な経歴を持つ方に裁判所に興味を持っていただけたらと思います。



MESSAGE

先輩からのメッセージ

経済事情の変動及び価値観の多様化によってますます増大するであろう司法需要の中で、裁判所の本来の機能である「裁判」が適正迅速に行われるように、様々な場面、様々な部署で裁判所事務官が活躍しています。

裁判所事務官

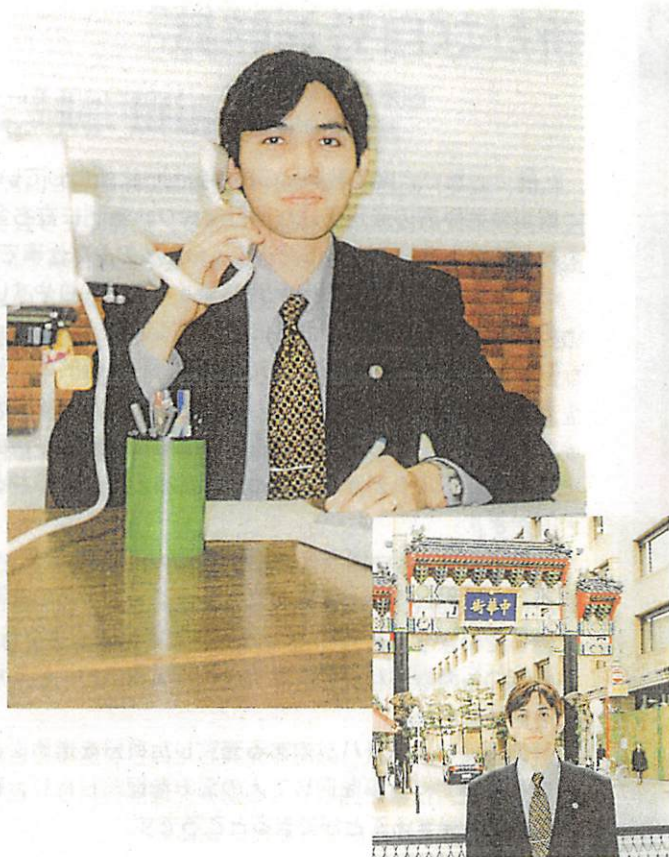
自分の可能性を広げて

横浜地方裁判所 裁判所事務官 村松 義仁

私は現在、刑事部に所属しています。弁護人及び通訳人との公判期日の打合せや、検察庁との連絡事務等が主な仕事です。裁判所に入所した当時は、与えられた事務を夢中で処理しているような状態でしたが、今では仕事にも慣れ、人権保障及び実体的真実発見という刑事訴訟法の要請に沿うよう、正確かつ迅速な事務処理を心掛けています。

裁判所は、国民の人権に直接関係する責任ある仕事に携わることができる、たいへんやりがいのある職場だと思います。

また、裁判所には、スポーツ、芸術そして芸能(!?)といった多種多様な趣味を持った人がおり、その人たちを介して、色々な価値観や知識に触れることができます。そういった意味では、裁判所は様々な角度からものを見ることができるようになる職場であり、努力次第では自分の可能性を広げられる職場です。



仕事から学ぶ

岐阜地方裁判所 裁判所事務官 中田 奈都子

私は、現在、総務課庶務係に配属されています。庶務係は、文書の受理・発送や、協議会等の準備、設営、外部に対する広報などの事務を扱います。裁判所の各部課室とかかわる仕事が多いため、裁判所全体の様子が分かります。

仕事をはなれたところでは、裁判所にスポーツ好きな人が多いこともあり、庁内の各部課室対抗のバレーボール大会は、珍プレー、好プレー続出で、白熱します。私自身、同僚とテニスやスキーに行ったり、裁判所の野球部でマネージャーをしています。自分の趣味が増えるうちに、他の裁判所の人や、違う職場の人と知りあえて、とてもプラスになっています。

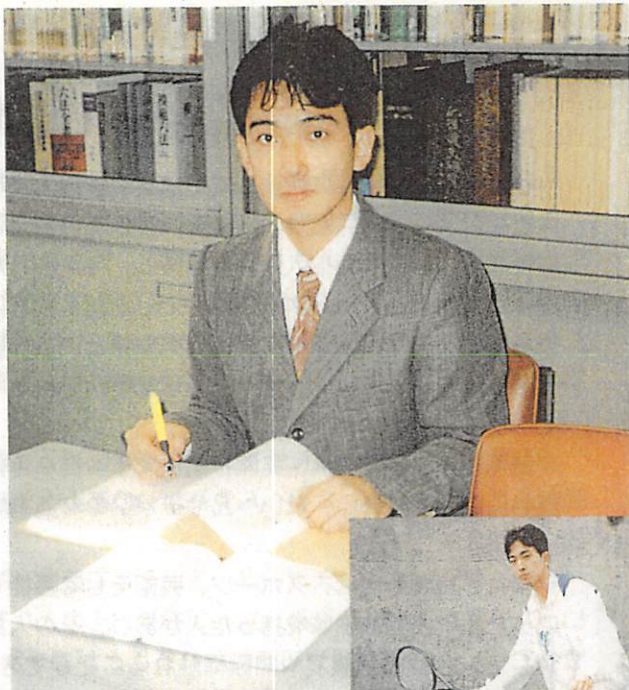
私は、裁判所に入所する前には、裁判所は堅苦しい職場というイメージを持っていましたが、実際はとてもソフトな職場で、また、やる気さえあれば、いくらでも自分の力を生かせる場所だと、今は感じています。みなさんと、一緒に働ける日を楽しみにしています。



裁判所書記官

法律の専門家として、固有の権限が付与されており(裁判所法60条)、その権限に基づき、法廷立会、調書作成、訴訟上の事項に関する証明、執行文の付与等の職務を行います。また、新民事訴訟法が平成10年1月から施行されたことにより、裁判所書記官の新たな権限として、支払督促及び仮執行宣言の発布、訴訟費用額の確定等の職務を行います。

さらに、法令や判例の調査をしたり、裁判が円滑に進行するように、コートマネージャーとして、弁護士、検察官、訴訟当事者等と打合せを行うのも裁判所書記官の大きな役割です。



新たな自分を発見

熊本簡易裁判所 裁判所書記官 福田 誠二郎

私は、現在、簡易裁判所の民事公判係に所属しています。民事裁判手続の適正迅速な進行を図り、裁判に立ち会って裁判の審理過程を調書に記録するのが私の主な仕事です。

今、裁判所は、「国民に利用しやすく、分かりやすい裁判の実現」を合言葉に、活気にあふれています。私は、迅速な裁判を実現するための工夫として、証人尋問のやりとりを法廷で直接ワープロに入力して記録する方法を試みています。このことにより、調書の作成時間を短縮し、事件の進行管理により力を注ぐことができるのではないかと考えています。

週末には、もっぱらテニスやサッカーに熱中しています。また、同僚とバンドを組んでおり、ビートルズの曲などを練習しています。ビートルズの曲をよく聴くようになり、英会話にも興味をわいてきて、英会話スクールにも通うようになりました。

裁判所は、メリハリのある充実した毎日を送ることができる職場で、仕事を通じて人の痛みを理解したり、新たな自分を発見することができると思います。

充実した日々

札幌地方裁判所 裁判所書記官 森山 真千子

私は、民事部競売係に所属しています。どういう仕事をしているかといえますと、当事者からの事件についての照会への対応や、配当表(担保不動産の売却代金の分配に関する一覧表)の作成、引渡命令手続などを担当しています。

裁判所書記官はトレーニングを受けた法律の専門家です。仕事の際には、高度な法律的知識が要求されます。例えば、配当表を作成した場合に、その結論に至った法律的根拠を裁判官に説明しなくてはなりませんし、当事者との応対では、自分の法律的知識を総動員して、当事者の質問に、分かりやすく、迅速かつ正確に答えなければなりません。そのため、日々の勉強が必要になります。しかし、自分で考え、努力したことが形となって表れるので、その充実感は素晴らしいものです。

